時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外二箇月十三錢〇郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行	二行	一日以上	一日限	六日迄	七日以上
一錢	十三錢	十一錢	十錢五厘		

一行五號活字廿四字詰　一日限　一日以上　六日迄　七日以上
一行二付十三錢　十一錢　十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるふと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

自から候補者たる可し

今回衆議院の解散に就ては各大臣も非常の奮發にて或は自から各地方に遊觀して大に政府の氣焰を張るの決心なりと云ふ其決心たる誠に善し我輩は年來の行掛よりして今日の事ある可きを豫想したるが故に國會開設の前に先ち屠ば忠言を呈して從來の恩威手段を改め自から爵位を辭すると同時に超然主義なると唱ふる優長の風は一切思ひ止まり專ら世間の人氣を取るの注意第一なるふことを勸告したりき其言當時に容れられざりしと雖も今日に至りては當局者も自から思ひ當る所ある可し即ち今回の決心は時勢の必要に促されたるものなりとは云へ一方より見れば幾分か從來の非を悟りたるものにして自から天下の人心に訴へんとする其心掛は殊勝なりと云ふ可し我輩に於ても贊成する所なれども其決心を實際に現はすの手段に至りては更に當局者の顧慮を願はざるを得ず抑も各大臣が自から出張して各地方に遊觀するは其政略の當否を輿論に問ひ多數の贊成を求むるの決心に外あらず即ち從來の超然主義を止め自から政論場裡に雄雌を爭ふものにして其決心は甚だ佳なりと雖も天下多數の贊成を求めんとするには自から進んで天下の人と事を共にするの覺悟ふそ肝要なれ一身を高きに置き例の恩威の手段を以て人を驅使せんとするが如きふともあらば少しく心あるものは益々これを厭ふて近づかず假令多數を制するふとあるも其多數は賴むに足らざるものなる可し元來國會の議場に兎角過激の議論多きは政府の苦しむ所にして今回の動行も之が爲めに外ならず我輩も其苦心を察するものなれども其過激論の多きは何の爲めぞやと云ふに教育に乏しき壯年の論客多くして老成博識の人物少おければなり議員は一國政の大任を負ふものにして其議論の公平着實なる可きは勿論なれども其公平着實は論にあらずして人に在り我國會は壯年の論客多くして老成の人物少おきは自から其原因ある可し從來政府の當局者は國會開設の眼前に在るにも拘らず獨り自から高く留りて人を視るふと甚だ卑く殊に超然主義なと稱して恰も一世を輕蔑したるの擧動あれば學者有識の士人は申す迄もなく老成着實の人々は何れも之を厭ふて近つくふことを好まざるのみならず既に政府の當局者が超然として對等の相手と認めざる國會などに出身するは恰も彼等の下風に立つと同樣の姿なりとして人民の方より却て政府に對して超然主義を守りたる向きもある程の次第あるが故に國會開設の曉に得意と爲りて飛出でたるは彼の壯年の論客輩に過ぎざりしふとあり左れば議場に過激の議論多きは固より其處にして本はと云へば政府の當局者が自から高ふして一世の人を輕蔑したる其結果なりと云はざるを得ず故に今回いよ〳〵決心して大に爭はんとするには單に超然主義を思ひ止まるのみならず第一に其爵位を辭し自から議員の候補者として議場に立つの覺悟もあかる可らず斯くまでに決心して天下に訴へ贊成を求むるときは其誠意の在る所明白にして着實老成の人物中にも必ず所見を同ふして事を共にする者もある可し徒に決心したるとのみにて其所行は從來に異ならず自から高に居て獨り自得し陳腐ある政府の威光を以て人を驅使せんとするが如き未練もあらば假令ひ其決心は盛にしても有識の士人は益す〳〵之を厭ふて助くるものなく決心の盛あれば盛なるほど多く益々世の人氣を損するのみにして折角の巡回演說も實際にす效あかる可しと我輩の敢て忠告する所あり

官報

○宮內省達甲第一號

宮內省東宮職中主事主事補ヲ廢シ更ニ大夫亮ヲ置キ官制俸給ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十五年一月四日　宮內大臣子爵土方久元

東宮大夫	一人	二等又ハ三等
職務ヲ總理シ職員ヲ監督ス		
東宮亮	一人	四等以下
職務ヲ掌理ス		

東宮大夫傳給ハ宮內官官制第五十條高等官俸給表勅任ノ部第二項ニ東宮亮ハ同表奏任ノ部第二項ニ依ル

○大藏省告示第一號

舊銅貨天保通寶ハ明治十九年勅令第七十號ニ依リ明治二十四年十二月三十一日限通用禁止ニ候處人民ニ於テ所持ノモノ有之候ハヽ明治二十三年法律第十三號ニ依リ明治二十九年十二月三十一日マテハ政府ニ於テ引換可致候ニ付至急最寄金庫ヘ引換方申出ヘシ

但交換期限內ハ國稅其他國庫納入金ノ內ヘ天保通寶取交セ金庫ニ納入スルモ妨ナシ

明治二十五年一月四日　大藏大臣伯爵松方正義

大藏省告示第一號（明治二十三年三月一日官報）抄錄

破壞破行ノ補助貨幣及紙幣ニシテ通用ヲ廢止セタルモノハ其廢止ノ翌日ヨリ起算シ滿五箇年內ニ引換ヲ請求セサレハ期滿免除トシテ政府ハ其引換義務ヲ免ルヽモノトス但明治二十年六月三十日以前通用ヲ廢止セタル十錢紙幣ハ本法發布ノ日ヨリ起算シ滿三年ヲ以テ期滿免除ノ期限トス

○遞信省告示第一號

一貨幣封入郵便物受授見合印鑑　遞第四百三號

內國通運會社ヘ下渡ノ分

右印鑑紛失ノ旨今般屆出候條所在發見ノモノハ本省ニ屆出ツ可シ

明治二十五年一月四日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

○遞信省告示第二號

相模國足柄上郡松田、遠江國敷知郡鷲津、三河國寶飯郡蒲郡、山城國乙訓郡山崎、信濃國上水內郡柏原、各鐵道停車場電信取扱所ニ於テ本月十六日ヨリ左ノ事項ニ依リ公衆電報取扱ヲ開施ス

但蒲國電信條約書ニ依リ取扱フヘキ電報及歐文電報ハ取扱ハス

明治二十五年一月四日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

一遞信取扱時限ハ一般郵便電信局及電信局ニ同シ

但柏原電信取扱所ニ限リ午後八時以後ハ取扱ハス

一取扱別ヨリ十八町以內ニ發タル電報ハ直配達ヲナス

一本所ニ於テハ特ニ別便配達ヲ取扱フ

雜報

○鳩のたより（一昨日のつゞき）

土京君士但丁堡に於て　時事新報特派員　野田正太郎

水は氣壓の强弱に應じて上昇す可し爭ふ可からざる物理にして社會の空氣、男女交際を壓する其度合の强ければ强き程弊事の發生するを見る、古今東西の社會に照らして明かなる所なれども人情の變幻窮りなき、土耳其の社會に於ては斯く正比例を爲さずして却て反比例の奇を現ず男女の生靈悠優手を携へて愛情の樂園に逍遙する輒は以上に述べたるが如し左れ我讀者の之に滿足せられまじきを知る長閑ある春の日記者も亦愛情の酒に醉ふて共に彼の樂園を徘徊せし記事に過ぎざればあり物凄き秋の夕、酒醒めて旅魂冷かなるの時、無情の筆を携へ苛酷の眼を光らし聞者の如く探偵の如く彼の國中の隅々を吟味すれば如何にも種々の罪惡を發見するあり公平の眼には仁惠なし記者何すれぞ之を許くに躊躇せんや

土耳其男女交際の隔絕は宗教の故ありと云ふ人多けれど是はモハメット教の眞相を知らざるが故のみ世界三大宗教の一として數へらるゝモハメット教は左樣に窮屈あるものに非ず今を去る千三百零九年彼の宗祖モハメットが亞剌比亞の廣野に德教の旗を翻へすや世は正に野蠻の闇黑にして人間の形ふそすれ禽獸と相去るふと遠からざるものあり獸慾只其奔るに任せて之を制するものなく繁殖し姦淫は洪水の如く橫流す一より飛んで十に達せざる簡單の數理は神敏モハメットの固より知る所なりければ斯る世態に應じて之を整理するの道を求め即ち男女の交際を裂いて相近づくの機會を絕ち妻妾を四人に限りて情を洩らすの餘地を存するなど今あればふそ如何はしけれ當時に在りては一として德に入るの梯あらざるは無かりしかど宗祖一人の深慮は馬鹿千人の知る所に非ず星移り物變るに連れ宗祖闢天の一醫術は後世子孫の風俗となりて動かず是程開けたる今の世にモハメット教國依然として尙は此古風俗を存し端なく後進日本國の記者を引き其批評を逞うせしむるに至るとは歎きても亦餘りある事ならずや宗祖モハメットをして若し之を見せしめば慨然として俗人の爲すあるに足らざるを嘲るなる可し

斯りければ今の土耳其にては帝室は申すに及ばずパシヤ富豪の間一夫多妻の風廣く行はれ居れり左れど此所の一夫多妻は日本風の一夫多妻と異り元と〳〵四人だけは許されてあるふとして裏町新道などに瑕隱すの要あし左あれ此樣の事人情の自然、人に倣る可きにもあらず世間に對しイクラか氣の引けるふとあれども兎に角日本の俗語として「妾を」の下に用ふる「圍ふ」の文字は出耳其に適用す可きに非ず堂々たる社會の死許あるもの何を恐れ何を憚りて仕舞ひ込み囲ひ込むとあらんや只金を出して買ひ込み養ひ込ひのみ誰もかもとは云はず金力ありながら歐慾に組み伏せられ易きパシヤ富豪あとの家には本妻の外數人の妾を同じ本宅の內に蓄へ自然四人の境を越えて六人七人に及ぶ向きもあり帝室に屬するものは之を御目掛（土語直譯）と云ひ其外概して御部屋（同上）と稱ふ此お目掛、御部屋に倦ひか或は不屈の事ありてイヤに成る時は之を其受臣或は僕屬に贈りて其[illegible]とあり記し來れば[illegible]あるが差詰め今の[illegible]一家に蓄へ置く風[illegible]きたばかり家內の[illegible]の話あるに同じ一[illegible]とはなきや陰險の[illegible]るれど左程の事[illegible]みそれ某となく[illegible]蓄へけるか此長者[illegible]みと掌上に玉を弄[illegible]はそもしぞと云ひ[illegible]のみと彼の妾共合[illegible]に打合せてか一同[illegible]れを最も愛し給ふ[illegible]云ふ長者は素知[illegible]更異おみをと答[illegible]一度に海川へなと[illegible]何に〳〵と問ひ[illegible]石は老練、暫時考[illegible]「ふ前達の內三人[illegible]共「はい」と答へ[illegible]取りたりとなん[illegible]は先つみんなもの[illegible]の妻妾は先天の[illegible]氣の揉め方も[illegible]ツミに脩氣の角[illegible]を咽ちて嫉妬心[illegible]もあらんあれど[illegible]ム所なり畢竟一[illegible]らず手弱き婦人[illegible]人を囚虜にして[illegible]の野蠻流は知ら[illegible]くものと云ふ可[illegible]會教育、學校教[illegible]ある奴隸の母に[illegible]から其版圖三大[illegible]なりし彼の赫々[illegible]其原因は時運に[illegible]或は誰も氣の附[illegible]から其記者夜々[illegible]其原因を案ずる[illegible]非ず嗚呼故國經[illegible]寶の周密ありや[illegible]ぢざるものあり

○南太平洋通信

南洋行　日本郵船會社副[illegible]南氏の設立に係[illegible]チャイルド家を[illegible]ツケル礦業會社[illegible]として南太平洋[illegible]渡航せしむる[illegible]丸にて出發せし[illegible]は我時事新報の[illegible]我國を益する事[illegible]貿易とは密接の